安来市巖倉寺所蔵の鉄製釣燈籠

角田　徳幸　目次　謙一

はじめに

島根県安来市広瀬町の巖倉寺に伝わる鉄製釣燈籠は、富田城に移った吉川広家の家臣二宮兵介長正が天正20年（1592）に奉納したものである。

製作者である宇波鋳物師賀藤善兵衛は、同年に毛利輝元が出雲大社に奉納した銅鳥居や、安来市清水寺の鰐口の作者としても知られる。出雲能義郡の宇波では、室町時代に賀藤（加藤）家、山崎家によって鋳造業が始められ、江戸時代にかけて盛んに鋳物生産が行われた。巖倉寺の鉄製釣燈籠は、その初期の作例といえる。

一方、鉄製釣燈籠を奉納した二宮氏は、安芸山県郡（北広島町ほか）を本領とした吉川氏の下で鉄生産に関わったことが明らかになっている。二宮長正の二代前に当たる二宮経実は、天文６年（1537）に吉川興経より山県郡の「たたら山」を支配するよう命じられたことが史料に残る。二宮氏は、吉川氏に対し鉄を含む諸税を納めていたとみられ、二宮長正も出雲に入る前には鉄の生産地帯である石見那賀郡の七条地域（浜田市）を所領とした。

本稿では、巖倉寺の鉄製釣燈籠を通して、初期の宇波鋳物師の活動を概観する。そして、寄進者である二宮氏の安芸・石見における鉄生産との関わりから、同氏の出雲における動きを考えてみたい。

１．鉄製釣燈籠

（１）巖倉寺と鉄製釣燈籠の来歴

巖倉寺は、睡虎山と号し、真言宗の古刹である。応永19年（1412）の「巖倉寺再興勧進帳」によれば、文治年間（1185～1190）に現在地に移され、康暦元年（1379）の争乱で伽藍が焼け落ちたと伝えられるが、関係史料がほとんどなく、その詳細は不明という。本尊の木造聖観音立像は、平安時代の仏像として重要文化財の指定を受けており、開基はこの頃までさかのぼるようである。

巖倉寺の境内は、富田城への進入路である御子守口を見下ろす丘陵の先端部に所在する。北側の太鼓壇や千畳平とともに、御子守口の防衛拠点であったようだ。巖倉寺の下を流れる飯梨川は、寛文６年（1666）の洪水により流路を変えたもので、それ以前は、城下町が広がっていたことが富田川河床遺跡の発掘調査から明らかになっている。巖倉寺は、富田城の一角を占め、城下町を望む位置にあることから、宗教それから軍事においても、重要な寺とみられていたことは想像に難くない（図１）。なお、境内には、堀尾吉晴の墓と伝えられる大形の五輪塔が残されている。

巖倉寺の鉄製釣燈籠は、その銘文から天正20年（1592）に宇波鋳物師の賀藤善兵衛が製作し、二宮兵介長正が巖倉寺に奉納したことがわかる。この燈籠は、1929年（昭和４）の旧『島根県史』[1]や、昭和26年（1951）の『鋳物宇波』[2]などで早くから紹介されるが、来歴についてはいずれも銘文以外に記載はない。

また、広瀬町教育委員会（当時）は、昭和43年（1968）に「鉄製台釣六角燈籠」として広瀬町有形文化財に指定している[3]。この際の指定関係の資料にも、燈籠に関わる寺伝など来歴について触れたものはなかった。

（２）鉄製釣燈籠

釣燈籠は、鋳鉄製である（図４・５）。上からみると円形をした笠と台の間に、円筒形の火袋があり、３方向に長方形をした柱と火口がある。笠頂部の切り子形の釣環台から底部までの高さ21.1㎝・笠径23.3㎝・火袋径20.0㎝・台径25.1㎝である。

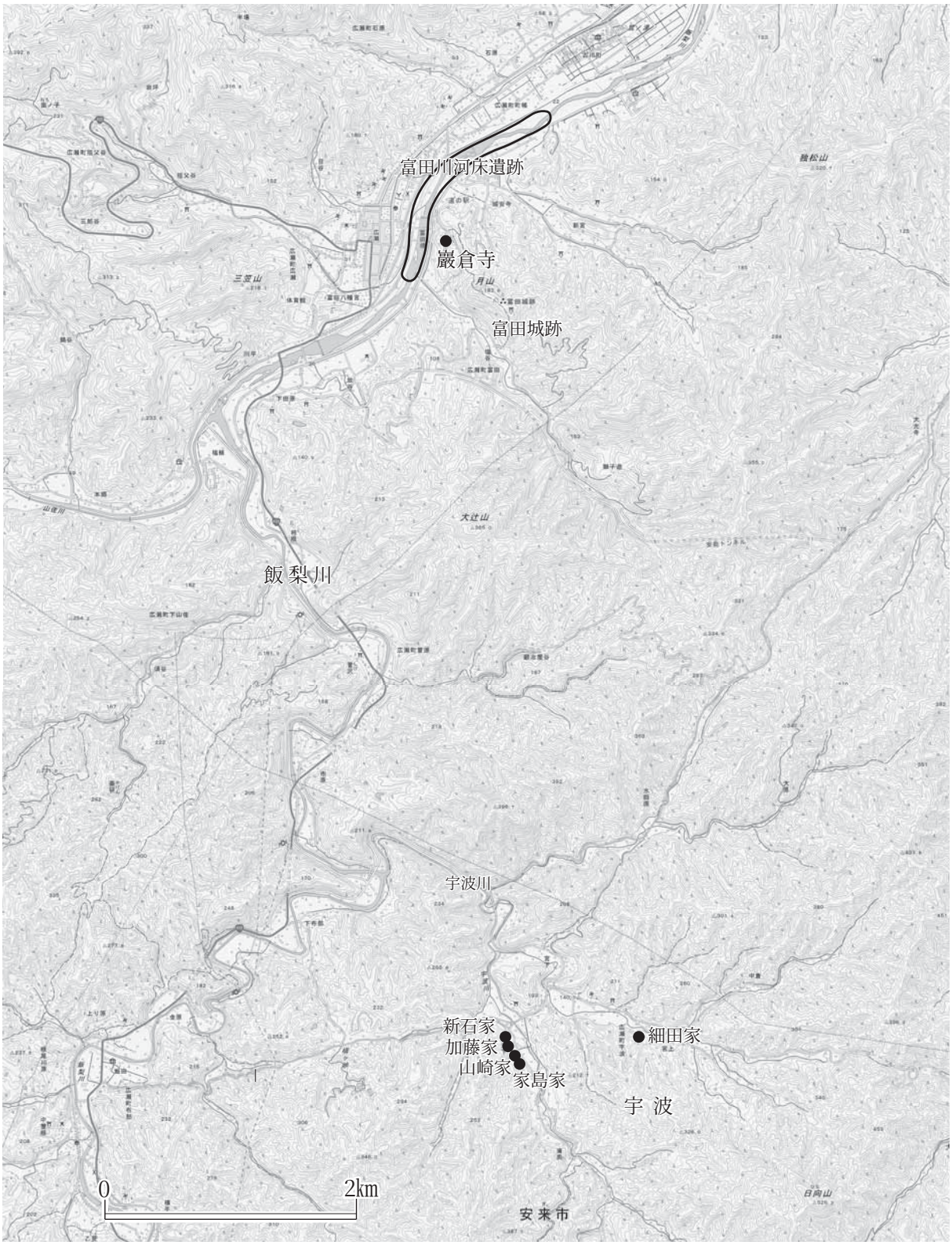

図１　巖倉寺と宇波の位置

笠は、頂部が丸みを帯び、端部をやや上方に反らす吹き返しに作る。厚さは、頂部が0.7㎝、端部は0.6㎝である。釣環台は、立方体の隅を切った形となる切り子形で、一辺2.8㎝、横方向に環を通す孔が設けられる。釣環は、釣環台の孔に通される大きい環（大環）と、その上に付く小さい環（小環）がある。大環は幅4.0㎝・高さ3.2㎝・厚さ0.5㎝、小環は幅2.5㎝・高さ2.1㎝・厚さ0.3㎝である。大環と小環は、鋲留めで結合される。大環の一部を扁平に加工しそこに空けた孔と、同様に設けた小環の孔を合わせて鋲を通し、小環側の鋲の頭部を潰して留め、最後に小環を曲げて閉じている（図２）。大環と小環、それに鋲は軟鉄製とみられ、鋳物である本体に後付けされる。笠の頂部には、３か所に猪目形をした烟抜きがある（図４上）。烟抜きは、長さ2.0～2.7㎝・幅1.4～1.8㎝である。鋳造時には、外型と内型を固定する型持として機能したものとみられる。

火袋は、上端径18.5㎝・下端径20.0㎝で下方がやや大きくなる（図４下）。柱は３方向、火口も３方向に設けられる。柱は高さ11.5㎝・幅7.4～7.6㎝・厚さ0.5㎝、火口は高さ11.3㎝・幅11.5～12.0㎝である。柱と笠の間には段が１つ、柱と台の間には段が２つある。段は、火口部では立ち上がりとなり、上部は笠から0.9㎝、下部は台から1.2㎝ほど突出する。柱の外面には、銘文が次のとおり鋳出されている（図３）。

【正面】（梵字 キャ）奉鉤一燈籠 雲州能義郡 冨田庄岩倉

【左面】 於観音御寶前 祈念二宮兵介源長正寄進 宇波

【右面】 大工賀藤善兵衛作 源久宗 干時 天正廿年二月吉日 欽言

この銘文から、鉄製釣燈籠は二宮兵介長正が宇波の賀藤善兵衛に作らせ、天正20年（1592）２月に能義郡富田庄巌倉寺の観音菩薩に寄進したものであることが明らかである。

火袋の底面中央には、油皿をのせる燈械がある（図５上）。燈械は突起３本よりなっており、うち１

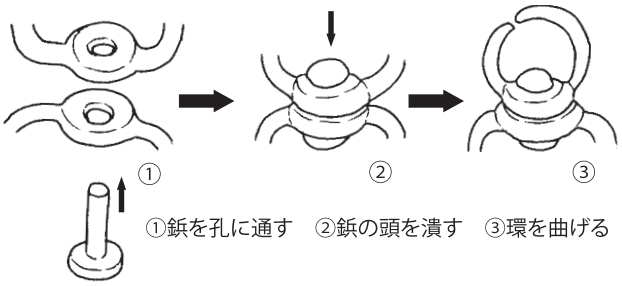

図２　釣環取り付け模式図

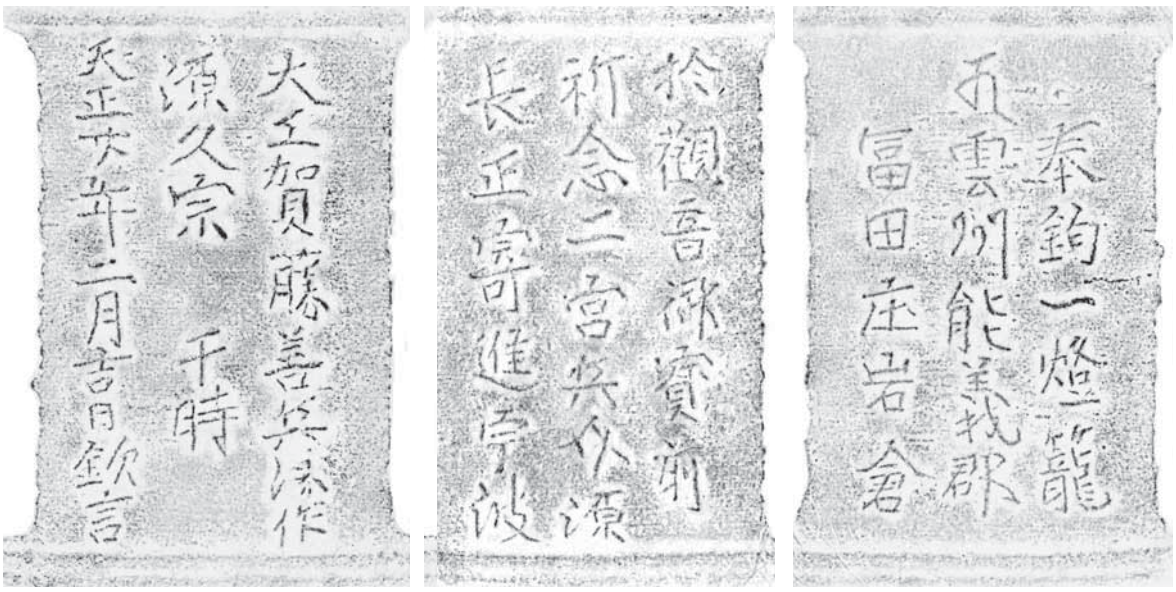

右面　　左面　　正面

図３　巌倉寺釣燈籠銘文拓本

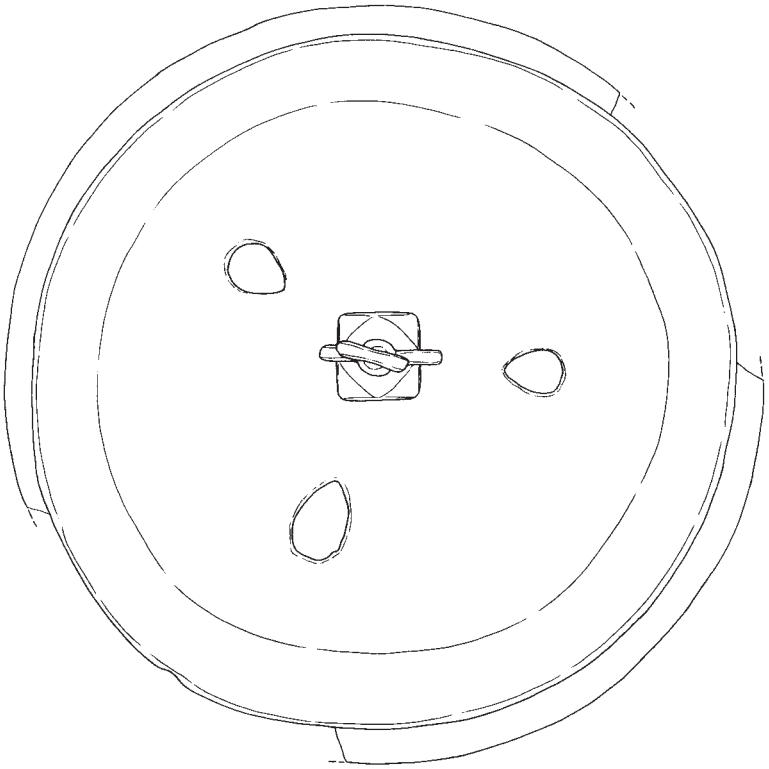

笠上面

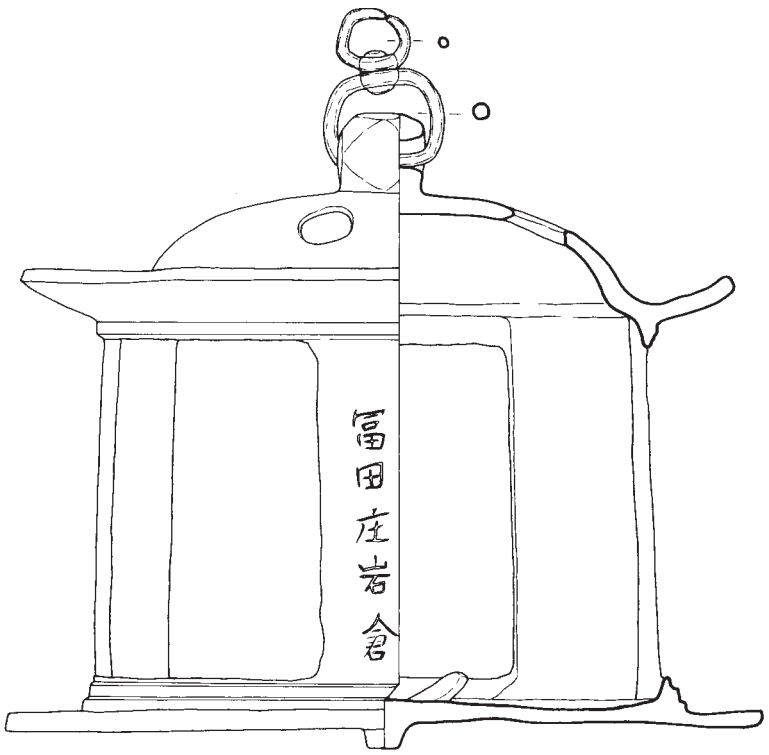

図４　巌倉寺鉄製釣燈籠実測図 1

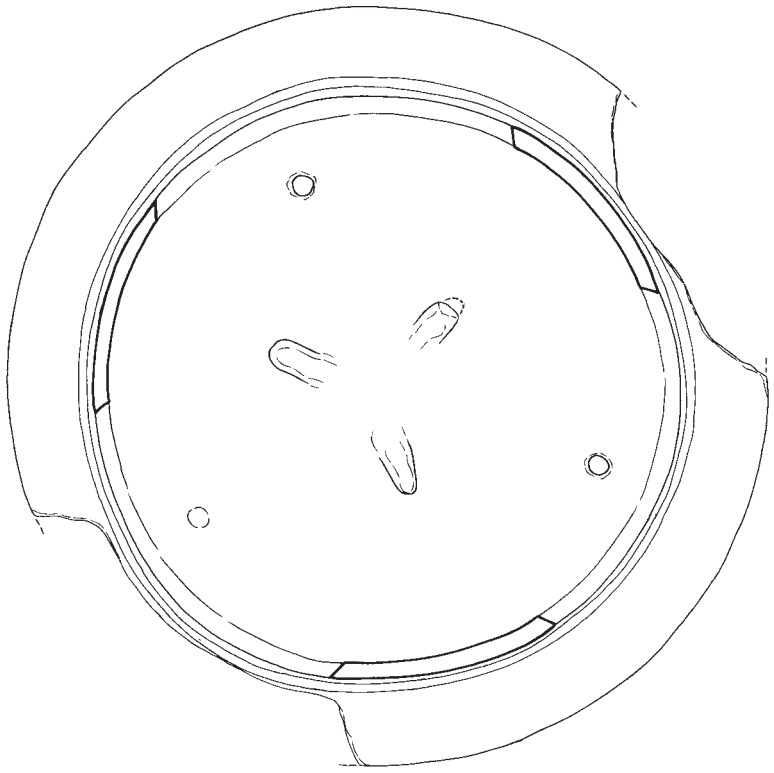

火袋底面

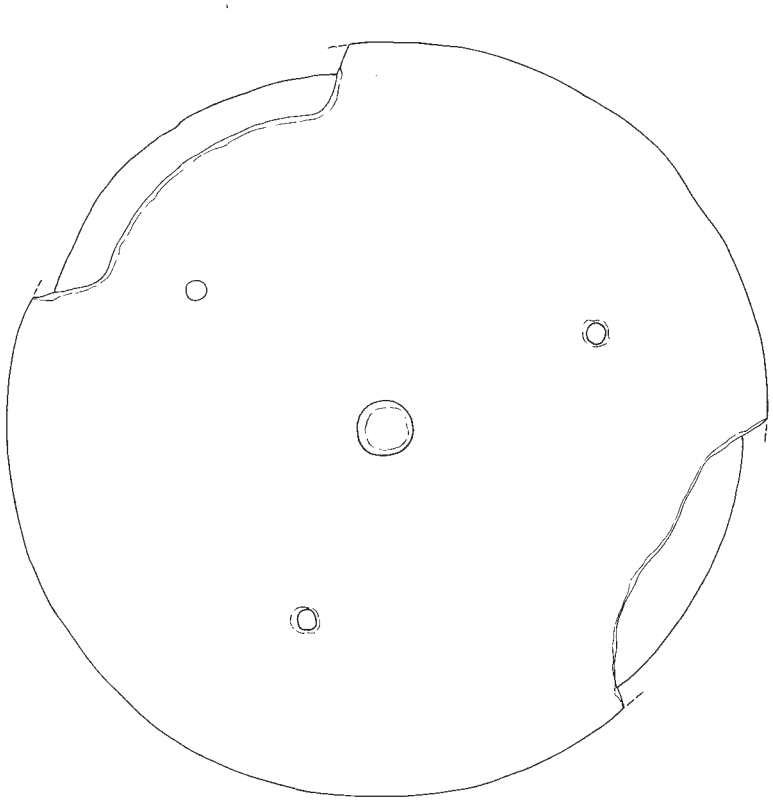

台底面

図 5　巌倉寺鉄製釣燈籠実測図 2

本の先端部は少し欠損する。笠の内面頂部は、黒く煤が付着して、実際に油皿を置いて使われたことがわかる。

台は、周囲の２ヶ所が欠損するが、厚さは0.4〜0.8㎝である（図５下）。底面中央には、径1.9㎝・高さ0.9㎝の円形をした突起がある。これが湯口とみられ、鋳造時には笠が下、台が上になるように鋳型が固定され、台の方から鋳込みが行われた。また、湯口の周囲には、径0.7㎝の円孔が３ヶ所にあり、外型と中型を固定するのに必要な型持である。このうち、１ヶ所は塞がっており、鋳造後に鋳掛けをしたか、鉄製の型持がそのまま残ったとみられる。釣燈籠には脚が付くものが多いが、台の状況からすれば、脚を伴わない作品であろう。

２．宇波鋳物師賀藤氏

（１）宇波鋳物師

鉄製釣燈籠は、銘文から宇波の賀藤善兵衛により鋳造されたことが知られる。宇波は、江戸時代には能義郡宇波村、明治時代の市町村制施行以後は能義郡布部村に属し、現在は安来市広瀬町となる。飯梨川支流の宇波川に沿う谷筋に開けた地域で、巌倉寺がある広瀬から南に８㎞のところに位置する（図１）。

宇波では、江戸時代後期〜末には鋳造業が盛んに行われており、「諸国鋳物師名寄記」などの史料には加藤・新石・細田・山崎の４家が記載される(4)。賀藤善兵衛の後裔にあたる加藤家は、嘉永４年（1851）に家島家に職座を売却し、これ以後は新石・細田・山崎の３家に家島家を加えた４家により近代まで操業が続けられた(5)。

宇波でいつから鋳造業が始められたのかは、不明な点が多い。『鋳物宇波』によれば、山崎家は、河内から入り、永禄２年（1559）に宇波に定着したとされる。加藤家は、山崎家と姻戚関係にあったようであるが、出自については記載がない。新石家は江戸時代中期に母里村（安来市伯太町）から、細田家は元禄２年（1689）に富田城下の引木町から宇波に入ったとされる。新石家と細田家が宇波に入るのは、山崎・加藤両家より遅いが、細田家はそれ以前から鋳物師であったらしい(6)。

宇波における鋳物生産は、室町時代には始まったとみられる。しかしながら、関連史料はほとんど知られておらず、その軌跡を辿るには現存する作例を手掛かりとするしかないのが現状である。

（２）宇波鋳物師賀藤氏の作例

賀藤善兵衛が鋳造したことを示す銘文のある作品には、次のものが知られている。

出雲大社銅鳥居　天正20年（1592）12月に毛利輝元が出雲大社（出雲市大社町）に寄進した銅鳥居である。この鳥居は現存しないが、次のような銘文が伝わる(7)。

表　宇波鋳物師一覧

	加藤家	山崎家	細田家	新石家	出典
由緒之内旧書写 寛政７年（1795）以前	加藤清右衛門	山崎半七	細田善左衛門	新石文右衛門	註（４）c
諸国鋳物師名記 文政以前	加藤惣左衛門	山崎伴七	細田九兵衛	新石平兵衛	註（４）c
諸国鋳物師名寄記 文政11（1828）〜嘉永５（1852）		山崎伴左衛門	細田市右衛門	新石平右衛門	註（４）a
諸国御鋳物師姓名記 嘉永７（1854）	加藤清右衛門	山崎傳吉	細田善右衛門	新石又左衛門	註（４）b
諸国鋳物師控帳 文久元（1861）		山崎伊兵衛	細田市右衛門	新石儀兵衛	註（４）b
禁裏諸司真継家名寄牒写 文久元（1861）	加藤惣左衛門		細田九兵衛	新石平兵衛	註（４）b
由緒鋳物師人名録 明治12（1879）		山崎伴兵衛	細田市右衛門	新石儀兵衛	註（４）b

大江朝臣
毛利宰相輝元建立之
　源　佐世与三左衛門尉
　時奉行
　藤原児玉四郎右衛門尉
　　田中四郎右衛門尉
　勝部多根采
　雲州宇波大工
　賀藤善兵衛尉作之
天正廿年壬辰十二月吉日

清水寺銅製鰐口　文禄４年（1595）２月に清水寺（安来市清水町）に寄進されたものである。島根県指定有形文化財（工芸品）となっており、次のような銘文がある。

奉掛鰐口於雲州能義郡宇賀庄清水寺仏前
　寄進坂田市□之
　　土江藤右衛門尉
　藤原朝臣家政
　雲州宇波之大工賀藤善兵衛尉源朝臣久宗作也
干時文禄四乙未年二月吉日施主欽言

大屋八幡宮銘鉄製鰐口　慶長20年（1615）に大屋八幡宮に寄進されたものである。現在は一野宮神社（広島県庄原市西城町）の所蔵で、庄原市指定重要文化財（工芸品）となっている。次のような銘文がある。

　慶長二十年八月吉本願□□□藤太良左衛門
　内方阿□
　加藤善兵衛作
　奉寄進大屋八幡宮大戸両村十二郷

焼火神社銅鐘　元和４年（1618）に焼火山雲上寺に寄進されたものである。現在は焼火神社（隠岐郡西ノ島町）が所蔵し、島根県指定有形文化財（工芸品）となっている。次のような銘文がある[8]。

隠州嶋前美田院焼火山雲上寺
奉鋳鈎鐘者嶋前嶋後一紙
半銭進以此功徳致成就所也
同ヵ国守護堀尾山城守示朗仕□□以
時ヵ代ヵ官ヵ江州甲賀之住人
竹林弥三左衛門丞藤原一□
（中略）
領鋳大工雲州宇波住人
加藤茂兵衛源久宗
同小工息善兵衛
干時元和四戊午九月十二日

　このうち、出雲大社銅鳥居は巖倉寺鉄製釣燈籠と同年の制作である。また、清水寺銅製鰐口は、賀藤善兵衛のほか源久宗まで一致しており、同一人物の作とみてよいだろう。

　焼火神社銅鐘は、加藤茂兵衛源久宗の名がある。茂兵衛は源久宗を名乗るので、おそらく善兵衛から名を引き継いだ人物とみられる。また、この鐘の善兵衛は茂兵衛の息となっており、仮に茂兵衛が巖倉寺鉄製釣燈籠を鋳造した善兵衛の息子とすれば、孫という関係になろうか。大屋八幡宮銘鉄製鰐口は、加藤善兵衛の作であることのみがわかり、どちらの善兵衛かは判断しがたい。

　初期の宇波鋳物師の作品とみられるものには、この他に迎接寺（松江市八幡町）の銅鐘がある。これは、天正３年（1575）に平浜八幡宮に奉納されたものだが、龍頭の形態・撞座の文様構成が焼火神社の銅鐘と類似する。また、陰刻された銘文の中に「鋳師大工 藤原久家」とあり、加藤善兵衛が名乗った「源久宗」にも通じることから、宇波鋳物師の作とする見方がある[9]。

３．鉄製釣燈籠を寄進した二宮兵介長正

（１）二宮氏の来歴と二宮兵介長正

二宮氏と鉄　本稿冒頭でふれたとおり、二宮長正は大名毛利氏の一門吉川広家の家臣であった[10]。寄進者である長正本人に関しては後ほど述べることとし、まずは二宮氏とその歴史について確かめておきたい。

吉川広家の実父元春は享禄３年（1530）に毛利元就の次男として生まれ、天文19年（1550）に母方の実家である吉川氏を相続したことがよく知られている。二宮氏は、元春の吉川氏相続以前からの譜代家臣であった。同氏の伝来文書である「二宮家文書」によれば、少なくとも長正の二代前にあたる経実の代から吉川氏に仕えていることが知られる(11)。

さて、天文６年（1537）、吉川氏の当主興経は、上重宗分の「たたら山」一か所を「三ちう」（三重・興経の祖父国経）に与え、家臣木工助（二宮経実）に命じて支配するよう伝えている(12)。

「吉川興経置文」

うへ
しけ(重宗)むねふんのたゝら山一か所、こくし三ちうへ御ちけ(知行)うあるへく候、はう田に何かと申候ハヽ、これよりすくに申つけへく候、むく(木工助)のすけにかたくおほせつけられ候てめしおかれへく候、

三ちうさまへまいる
天文六年十一月七日　　ちふ(治部少輔)のせう

同13年（1544）、吉川興経は家臣木工助（二宮経実）に対し、中原の内重宗の土地八反と山を国経死後には二宮氏の「給分」であると定め、見返りとしての諸役の提供を求めた(13)。

「吉川興経知行宛行状」

中原(安芸)之内重宗壱町六反之内八反山共ニ、三重之上様御存命之間進置候、彼在所之儀、其已後者為給分進候、如右可有地(知)行候、諸役等堅固ニ可勤者也、仍而如件、

天文十三年甲辰五月五日　　興経（花押）
二宮木工助(経実)とのへ

これらの史料については、木村信幸氏が示された見解に基づいて確かめておきたい(14)。「たたら山」が存在した「重宗分」は、近世地誌に登場する地名から広島県北広島町西宗・中原地区内に比定されている。この地区は鎌倉期の寛元4年（1246）に安芸厳島神社へ年貢を鉄で納めたことが知られる、三角野村(15)の一部に相当すると推定されている。

二つの史料の年代に数百年の隔たりがあるとはいえ、その間に砂鉄の枯渇といった鉄生産を途絶させるような環境の激変が生じていたとは考えづらい。三角野村の貢納鉄と同様に、「たたら山」からも鉄に関する何らかの権益が得られた可能性が高いと考えられる。そうであれば、同地では鎌倉期に加えて戦国期でも鉄が生産されたことがうかがえよう。

その「たたら山」を「三ちう」は二宮経実を介して支配するのだから、二宮氏が「たたら山」を領有していたと考えられる。「三ちう」の没後、この権益は二宮氏へ「給分」として興経から改めて与えられており、あわせて二宮経実は「たたら山」を含む「給分」の「諸役等」を吉川興経に提供するよう命じられている。おそらく「諸役等」には鉄の提供などを含んでいたと推測される。すなわち、吉川氏は二宮氏の領有した「たたら山」を通じて鉄の権益を自己の権力基盤としたと考えられる。視点を変えれば、二宮氏は「たたら山」の権益を支配することを通じて、鉄生産に深く関わっていたといえるだろう。

二宮長正の動向　二宮経実の跡を継いだ佐渡守俊実も吉川氏に仕えており、晩年には毛利氏の石見・出雲攻略戦の記録「二宮佐渡覚書」を著したことで知られている。次の代は長正の兄である木工助春実が継いでいたが、天正13年（1585）２月20日、その兄に替わって長正が二宮氏を相続した(16)。

このように二宮長正は吉川氏の譜代家臣の家に生まれ、吉川氏当主に仕え続けて生涯を終えた人物である。実名長正の一字「長」は、吉川元春の長子であり当主であった元長から与えられたと推定される。なお、後に長正は実名を「長実」に改めている。

長正と吉川広家の関係をみると、天正15年（1587）６月６日、吉川広家が兄元長の没後に吉川氏を相続した時の史料(17)に長正がみえる。これは新当主である広家に家臣達が連名で忠誠を誓っているもので、そこには「二宮与次郎長正」として花押が据えられている。同年10月18日、長正は広家から官途名「兵介」の名乗りを許され(18)、以後の史料の多くに長正

は「二宮兵介」「二兵」として現れる。

その後、長正は吉川広家の側近の一人として長く活動した。二宮家文書に数多く残された広家筆の書状には、用務に関する細かな指示を記すもののほかに、長正の体調を気遣うものなどもあり、主従の間に育まれた親密な関係を読み取ることができる。

（2）二宮兵介長正の石見国内所領と燈籠寄進

二宮氏と石見国　天正2年（1574）8月22日、吉川元春は二宮俊実に対し、石見国那賀郡小石見郷内の小篠・七条（島根県浜田市金城町）計12町の土地を「山河共」に与えている[19]。

「吉川元春知行宛行状」
石州小石見之内小篠七町五段、七条四町五段、合十二町之地、并山河共ニ宛遣候、全知行肝要候、仍一行如件、
天正貳年八月廿二日　　元春（花押）
二宮佐渡（俊実）守殿

二宮長正もまた、天正13年（1585）2月の家督相続直後に、父俊実と同じく小篠・七条の所領を吉川元春から認められている[20]。

「吉川元春知行宛行状」
為父佐渡（俊実）守手続、石州小石見之内小篠名七条名事、相加本領ニ遣置候、全知行肝要候、仍為堅一行如件、
天正拾三年二月廿一日　　元春（花押）
二宮与次（長正）郎殿

永禄5年（1562）石見国那賀郡の領主福屋氏の滅亡以降、吉川氏は福屋氏旧領を中心として所領を獲得していった。その過程で小石見郷も入手したと推測され、そのうち小篠・七条を家臣二宮氏へ与えたものであろう。

小石見郷は那賀郡のほぼ中央に位置し、日本海沿いの海岸部から山間地域まで広がっている。その山間地域で小篠を右岸に、七条を左岸にして両者は浜田川をはさみ接していた。浜田川をくだった河口部には湊町浜田があった。

このような立地をふまえつつも、前掲の史料2通のみからでは、小篠・七条がどのような特色を持つ所領であったか定かではない。しかし、那賀郡の山間地域を広く視野に入れると、少なくとも鎌倉期以来、鉄生産が行われていた徴証を見い出すことができる。たとえば、小石見郷東隣の福屋郷で正和2年（1313）以前に設けられた「新金口」は、その開発が隣接地の田地を流失させたとして争論となっていることから、下府川沿いで砂鉄を採取した「鉄穴流し」の場所を示すものと推測される[21]。

豊臣期には那賀郡の領主周布氏の所領となった井村（浜田市三隅町井野）では、慶長9年（1604）、安芸国山県郡内の釛へ向けて採取した砂鉄が運ばれている[22]。同地では近世以降も継続して砂鉄が採取されたことから、元来砂鉄を産する地質に恵まれていた場所といえ、砂鉄採取が中世以前にさかのぼって行われていた可能性が充分想定できるように思われる[23]。

また、考古学的な視点から小篠・七条一帯の遺跡分布状況を探ってみると、製鉄遺跡が各所に散在し、かつては鉄生産が行われた地域だったことがうかがわれる[24]。19世紀代に釛が経営されていたこと[25]も、分布調査による成果を裏付けるものといえよう。各遺跡の年代は未確定だが、中世の遺跡を含む可能性も考えられるだろう。

このように、二宮氏の石見国内の所領小篠・七条については、考古学的な知見も援用しつつその特色を探ると、鉄生産という特色が浮かび上がってくる。ひいては、小篠・七条を所領としたことによる、二宮氏と鉄生産との関わりの可能性が確かめられるように思われる。吉川氏が石見国内へ所領を広げていった時期に、二宮俊実や長正は安芸国における「たたら山」の場合と同じく、吉川氏領内の那賀郡小篠・七条において鉄生産に関与していた可能性が考えられるのではないだろうか。

燈籠寄進と二宮長正　天正19年（1591）3月、豊臣政権の意向をふまえた毛利輝元の命令により、吉川広家は出雲国二郡（能義・意宇）・伯耆国三郡（汗入・会見・日野）・隠岐国を領有し、出雲国富田城

へ在城することとなった。広家の家臣である二宮長正も小篠・七条の権益から離れ、広家に従って出雲国へ移ったことは確かだろう。

出雲国における二宮長正の所領が知られる史料は、残念ながら二宮家文書には見あたらないため、寄進された燈籠を制作している鋳物師加藤氏がいた宇波を、二宮長正が領有していたかどうかは不明である。ゆえに、在地支配の面から二宮氏と鋳物師加藤氏との関係を探ることは、現状では困難と言わざるをえないと思われる。

ここで注目したいのは、燈籠の銘文中の年紀が天正20年（1592）２月という点である。富田城へ入ってから１年にも満たないこの時期に、吉川広家は朝鮮渡海へ向けて出発した。その後の文禄・慶長の役の期間中、広家は在陣と帰国を繰り返している。

二宮長正についてみれば、前述のとおり、吉川広家に近臣の一人として仕えていたため、その側近くにいたことも多かったのではないかと推測される。実際に長正も従軍しており、文禄の役では広家から感状を与えられている(26)。

短期間での所領の移封そして朝鮮渡海という吉川氏主従の動向をふまえつつ、燈籠の年紀について考えたい。すなわち、二宮長正による燈籠の寄進には、主君吉川広家の新たな所領の支配と出征の双方が安寧となるよう、祈願する意図が込められていたのではないだろうか。

新所領の支配安定という点からは、寄進先が巌倉寺であることも興味深い。周知のように、同寺は真言宗の古刹として能義郡内では古くから知られた寺院であった。かつ、前述のとおり巌倉寺は富田城が築かれている丘陵の先端に位置し、その周囲は富田城を構成する郭群であるから、富田城の一部分といってもよいであろう(27)。居城である富田城の防備という軍事的な観点からみても、二宮長正による燈籠の寄進を通じて、吉川氏と巌倉寺との良好な関係の構築が図られた可能性を読み取りうるだろう。

このように推測できる寄進の意図と、その時点で吉川氏主従が置かれた状況を考慮するならば、燈籠の寄進は二宮長正にとって相応に重要な行為ではなかったか。燈籠制作に宇波鋳物師が選ばれたことの理由も、単に鋳物師としての能力や実績が優れていたからだけではない。領内の有力な生産者集団である宇波鋳物師と関係を取り結んでより深めていこうとする、二宮氏ひいては吉川氏の支配方針が反映されたためとも考えられる。

吉川氏のもとで鉄生産との関わりがうかがわれる家の特色を活かし、二宮長正は燈籠を制作した宇波鋳物師と関係を結び、その鋳物生産に何らかの形で関与していた可能性もあるように思われる。

いずれにせよ、燈籠自体は吉川広家の富田城在城時期の紀年銘史料として貴重であり、かつ、家臣二宮長正の実名や動向を物語る史料としても希少なものであることは論をまたないであろう。

おわりに

宇波鋳物師は、迎接寺銅鐘を含めれば、16世紀後半には操業を始めたとみられる。賀藤（加藤）家は、山崎家と並んで宇波における鋳物生産に当初から関わったとされる。16世紀末から17世紀前半の作例からみると、賀藤家のものは残るが、山崎家のものは確認できない。賀藤家は、二宮長正が巌倉寺に寄進した釣燈籠だけでなく、出雲大社銅鳥居、焼火神社銅鐘の製作を行っており、領主層との関わりも深かったことが考えられる。

宇波鋳物師は、中世末から近世・近代を通じて出雲では最有力の鋳物師集団であった。その全体像はこれまで十分明らかになっておらず、まずは作例の悉皆調査など、基礎的な取り組みが進むことが期待される。

なお、本稿をなすにあたっては、巌倉寺住職 荒木清純氏、安来市教育委員会 高岩俊文氏のご協力を賜った。また、写真は松尾充晶氏の撮影によるものである。記して謝意を表します。

註

（１）野津左馬之助編『島根県史』8　尼子毛利時代下・藩政時代上（島根県、1929年）。

（２）松本興『鋳物宇波』（宇波小学校、1951年）。

（３）燈籠は、旧『島根県史』では「六角形鋳鉄吊燈籠」

と呼ばれ、指定名称の「鉄製台釣六角燈籠」はこれを基本的には踏襲したものとみられる。

川勝政太郎によれば、釣燈籠は笠・火袋・台の平面形で分類され、各部分の平面形が異なる場合には主要な部分の形状によって型が決められるという。例えば、笠が円形、火袋は円形に近いが6面に分けてあり、台は六角形という場合には、六角型となる。巖倉寺釣燈籠は、笠・火袋・台とも円形であるが、指定名称の「鉄製台釣六角燈籠」は火袋が6面に分けられることを重視して命名されたものとみられる。

川勝政太郎「釣燈籠考」(『大手前女子大学論集』第9巻 大手前女子大学、1975年)。

(4) a,板倉勝高「文政11年改諸国鋳物師名寄記」(『流通経済論集』vol.3,№1 流通経済大学、1968年)。

b,村内政雄「由緒鋳物師人名録」(『東京国立博物館紀要』7 東京国立博物館、1971年)。

c,中川弘泰『近世鋳物師社会の構造』(近藤出版社、1986年)。

(5) 金子義明「出雲の鋳物師」(『季刊文化財』第99号 島根県文化財愛護協会、2002年)。

(6) 前掲註(2)に同じ。

なお、前掲註(1)によれば、新石家には「天正四年八月十三日鋳物師職座法掟写」が伝わっており、同家も宇波に入る前から鋳物師であった可能性がある。

(7)「2371 毛利輝元建立銘写(佐草家文書)」(『大社町史 史料編(古代・中世)下巻』大社町、平成9年)。

(8) a,前田泰次「雲州宇波鋳物について」(『Museum』第221号 東京国立博物館、1969年)。

b,近藤正「島根県下の銅鐘について」(『島根県文化財調査報告』第7集 島根県教育委員会、1971年)。

(9) 前掲註(8)に同じ。

(10) 実名は死没時の長実がよく知られているが、本稿においては寄進当時の実名である長正で統一する。

(11)「吉川元経知行宛行状」(「二宮家旧蔵文書」(『吉川家文書別集』東京大学史料編纂所編、東京大学出版会、1932年) 324号文書)。以後、同書所収二宮家旧蔵文書は二宮324のように文書番号を残し省略して記載する。

(12) 二宮366。

(13) 二宮365。

(14) 木村信幸「安芸国人吉川氏の権力基盤」(『中世遺跡調査研究報告第3集 小倉山城跡発掘調査報告書』広島県教育委員会、2002年)。

(15)「安芸国山県郡三角野村検注名寄注進状」(「徴古雑抄」78『広島県史古代・中世資料編Ⅴ』広島県、1980年)。

(16) 二宮342。

(17)「宮庄春真外十八名連署起請文」(「吉川家文書」『吉川家文書之一』東京大学史料編纂所編、東京大学出版会、1925年) 683号文書)。

(18) 二宮399。

(19) 二宮343。

(20) 二宮331。

(21)「六波羅御教書」(「益田家文書」(『益田家文書之一』(東京大学史料編纂所編、東京大学出版会、2000年) 8号文書)。

(22)「第Ⅳ章第二節 山間部の産業 4鉄」(『広島県史近世一』広島県、1981年)。

(23) 目次謙一「中世石見国周布氏の所領とその性格」(『島根県古代文化センター研究論集第18集 石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界』島根県古代文化センター、2018年)。

(24)『島根県浜田市遺跡地図Ⅱ(金城自治区)・七渡瀬Ⅱ遺跡』(浜田市教育委員会、2010年)。

(25)「七条村」(『日本歴史地名大系33 島根県の地名』平凡社、1995年)。

(26) 二宮404。

(27)「ウ4富田城跡」(『島根県中近世城館跡分布 調査報告書<第2集>出雲、隠岐の城館跡』島根県教育委員会、1998年)。

巖倉寺鉄製釣燈籠正面

巖倉寺鉄製釣燈籠側面

巖倉寺鉄製釣燈籠側面

巖倉寺鉄製釣燈籠笠見下ろし

巖倉寺鉄製釣燈籠台底面

銘文（正面）

銘文（左面）

銘文（右面）

釣環